

産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島県熊毛郡中種子町増田2710番地156
氏名 種子島・ティーエムイーエス株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 北野健治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 平成28年12月12日
許可の有効年月日 平成33年12月11日

1 事業の範囲

事業の区分

最終処分（安定型埋立）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：安定型最終処分場

設置場所：鹿児島県熊毛郡中種子町増田字磯石林2710番63 外7筆

設置年月日：平成23年9月17日

埋立面積：17,990平方メートル

埋立容量：227,579立方メートル

許可年月日：平成18年8月7日

許可番号：廃リ第4号の9

複製禁止

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成23年12月12日	
変更届出	平成24年3月30日	法人の代表者を「佐藤克巳」から「森英世」に変更
変更届出	平成25年1月8日	法人の代表者を「森英世」から「北野健治」に変更
変更届出	平成28年4月19日	法人の名称を「種子島鉱業株式会社」から「種子島・ティーエムイーエス株式会社」に変更

更新許可

平成28年12月12日

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

複製禁止

県
印